

# ASBJ、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」等を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成26年12月24日、企業会計基準第1号、企業会計基準適用指針第2号及び実務対応報告第30号の一部改正を提案する公開草案として、以下の会計基準等の改正案(以下「本公開草案」という)を公表した(コメント期限:平成27年2月24日)。

- 企業会計基準公開草案第57号(企業会計基準第1号の改正案)  
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」
- 企業会計基準適用指針公開草案第53号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)  
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」
- 実務対応報告公開草案第45号(実務対応報告第30号の改正案)  
「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(案)」

本公開草案では、平成26年3月26日付で、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という)等が改正されたことを受け、これまでに公表された会計基準(適用指針、実務対応報告を含む。以下「会計基準等」という)のうち、単体開示の簡素化に関する開示項目の一部見直しを図ることが提案されている。

## 本公開草案の概要

- 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」の概要  
(取締役会等の決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記の取扱い)

平成26年3月に改正された財務諸表等規則では、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、自己株式に関する注記を記載することを要しない(財務諸表等規則第107条第2項)こととされた。

これを踏まえ、個別財務諸表における決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記の取扱いについて、自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、当該注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするため、個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合には、決議後消却手続を完了していない自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を当該事項に併せて注記することに改正されている。

## ■ 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」の概要

### (無償取得した自己株式に関する注記の取扱い)

平成26年3月に改正された財務諸表等規則では、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、自己株式に関する注記を記載することを要しない(財務諸表等規則第107条第2項)こととされた。

これを踏まえ、個別財務諸表における無償で取得した自己株式に関する注記の取扱いについて、自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、当該注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするため、個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合には、その旨及び株式数を当該事項に併せて注記することに改正されている。

## ■ 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(案)」の概要

### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する1株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記の取扱い)

平成26年3月に改正された財務諸表等規則では、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、1株当たり当期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記並びに自己株式に関する注記を記載することを要しない(財務諸表等規則第95条の5の2第3項、第95条の5の3第4項及び第107条第2項)こととされた。

これを踏まえ、個別財務諸表における従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する1株当たり情報に関する注記の取扱い及び自己株式に関する注記の取扱いについて、1株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、当該注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするため、1株当たり情報に関する注記を記載する場合には実務対応報告第30号改正案第17項に定めた注記を、個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項、並びに配当に関する事項を記載する場合には実務対応報告第30号改正案第18項に定めた注記を記載することに改正されている。

## ■ 適用時期等

改正された本会計基準等は、公表日以後適用することが提案されている。

## 編集・発行

### 有限責任 あづさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.